

○成田市手数料条例

平成12年3月31日

条例第11号

別表第7

(令元条例27・全改, 令3条例24・旧別表第8繰上, 令5条例2・令6条例1・一部改正)

建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料

手数料の種類	区分	金額
建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要するエレベーター, エスカレーター又は小荷物専用昇降機(以下この表において「確認等を要する昇降機」という。)に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 71,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 280,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 410,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 800,000円
	備考	<p>1 床面積の合計は, 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合 (2) に掲げる場合及び</p>

	<p>移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合( (4) に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)の建築物に関する確認申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表12の定めるところにより算定した建築物エネルギー消費性能適合判定手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれる場合)</p>	<p>1件につき 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の額に、当該昇降機について建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額の合計</p>

		額を加算した額
建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）	1基につき 22,000円
	小荷物専用昇降機（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）	1基につき 8,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 10,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機	1基につき 6,000円
工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。）	1基につき 20,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1基につき 8,000円
建築物(特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 37,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 52,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 85,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円
	床面積の合計が2,000平方メー	1件につき

	トルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 270,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 550,000円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1	
建築物(特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれる場合)		1件につき 建築物(特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の額に、当該昇降機について建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額の合計額を加算した額
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円

は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 82,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 260,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 540,000円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1	
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認		1件につき 特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の額に、当該昇

等を要する昇降機に係る部分が含まれる場合)		降機について建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 34,000円
	小荷物専用昇降機	1基につき 19,000円
工作物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料		1基につき 22,000円
建築物に関する中間検査申請手数料又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この項において「床面積の合計」という。）が30平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 30,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 39,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 56,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 77,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 150,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 260,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 540,000円
仮使用認定申請手数料		1件につき 120,000円
道路の位置の指定,変更及び廃止に係る申請手数料		1件につき 50,000円
建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料		1件につき 33,000円
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき 33,000円
道路内における建築認定申請手数料		1件につき 27,000円
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき 160,000円
壁面線外における建築許可申請手数料		1件につき 160,000円

用途地域等における建築等許可申請手数料	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	1件につき 120,000円
	利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	1件につき 140,000円
	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	1件につき 180,000円
卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等の容積率の特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
建築物の容積率の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		1件につき 33,000円
建築物の敷地面積の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
第一種低層住居専用地域等内における建		1件につき 160,000円

建築物の高さの特例許可申請手数料		
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さの特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
高度利用地区内における建築物の容積率, 建蔽率, 建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		1件につき 160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
開発整備促進区内における		1件につき 27,000円

建築物の用途の特例認定申請手数料		
地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
仮設建築物建築許可申請手数料	建築審査会の同意の取得を要しない場合	1件につき 120,000円
	建築審査会の同意の取得を要する場合	1件につき 160,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合	1件につき 78,000円
	建築物の数が3以上である場合	1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
総合的設計による広い空を有する一団地の建築物の特例許可申請	建築物の数が2である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が3以上である場合	1件につき 210,000円に2を超える建築物の数に

手数料		28,000円を乗じて得た額を加算した額
広い空地进行を有する一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 210,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 210,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 210,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一の敷地とみ		1件につき

なすこと等の認定又は許可の取消申請手数料		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率,建蔽率,外壁の後退距離又は高さの特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請手数料又は当該認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料		1件につき 120,000円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料又は当該認定を受けた全体計画の変更		1件につき 120,000円

認定申請手数料		
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料		1件につき 120,000円
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料		1件につき 160,000円
既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の道路内の建築制限に係る特例認定申請手数料		1件につき 27,000円

既存不適格建築物の移転の特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
-----------------------	--	------------------